

01

固定資産税の課税免除

【問い合わせ】
税務課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

■ 過疎地域における固定資産税の免除が受けられます

▼ 対象地域

旧麻生町

▼ 対象業種

製造業

旅館業（※ 1）

農林水産物等販売業（※ 2）

情報サービス業等（※ 3）

※ 1 下宿営業を除く

※ 2 地域内において生産された農林水産物または当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業

※ 3 情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等

▼ 課税免除の要件

青色申告書を提出する個人または法人
直接事業の用に供する家屋、償却資産、当該家屋の土地を取得した場合

※土地に関しては、当該家屋の敷地部分のみが対象で、取得日の翌日から起算して1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限る

取得価格 500 万円以上

※法人の場合、別表の資本金規模による

▼ 適用期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
までの取得に限る

▼ 課税免除期間

固定資産税が新たに課税されるべき年度から最大 3 年度分

▼ 申請期限

取得した日（事業の用に供した日）の翌年の 1 月 31 日まで

▼ 必要書類

固定資産税課税免除申請書

直近の青色確定申告書の写し

事業の用に供する設備等の取得が分かる書類

土地および工場等建物の平面図

その他必要となる書類

【国税の特例措置】

▼ 特別償却の適用

青色申告をする際の必要経費として、特別償却の適用を受けられる場合があります。詳しくは、管轄税務署にお問い合わせください。その際に、市から発行する確認書が必要となりますので、申し出てください。

【県税の特別措置】

▼ 事業税・不動産取得税に課税免除

県税の特別措置として、事業税（法人・個人）および不動産取得税の課税免除が受けられる場合があります。詳しくは、行方県税事務所にお問い合わせください。

▼ 申告期限

事業税：法人は原則事業年度終了の日から2月以内

※個人は当該年度の3月15日

不動産取得税：取得した日から 60 日以内

対象業種	資本金規模		
	5,000 万円以下	5,000 万円超	1 億円超
製造業	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上
旅館業	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上
農林水産物等販売業	500 万円以上	500 万円以上	
情報サービス業等	500 万円以上	500 万円以上	

注1.

建物等については、増築、改築、修繕または模様替えのための工事による取得または建設を含む

注2.（グレー囲いに該当）
資本金規模が 5,000 万円超である法人は新設、増設のみ

02 障がいのある方などの各種手当

【問い合わせ】
社会福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

市では、各種の福祉手当を支給しています

市では、重度の障がいのある方やその養育者の方が、自宅で安定した生活が送れるように、各種の福祉手当を支給しています。手当の支給を受けるには、市役所の窓口で申請を行い、認定を受けることが必要です。なお、障がいの程度や所得等の制限があります。

また、物価の変動に応じて手当額が改定されます。

特別児童扶養手当

20歳未満で身体・知的・精神に障がいをもつ児童を家庭で監護、養育している父母もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

▼ 障がい区分および障害程度

1級：身体障害者手帳1級、2級

療育手帳④、A

精神障害者保健福祉手帳1級

2級：身体障害者手帳3級、療育手帳B

精神障害者保健福祉手帳2級

▼ 支給額

1級：52,500円（月額）

2級：34,970円（月額）

障害児福祉手当

身体・知的・精神に重度の障がいをもつ、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給されます。

▼ 障害程度

身体障害者手帳1級程度の身体障害

療育手帳④程度の知的障害

精神保健福祉手帳1級程度の精神障害

▼ 支給額

14,880円（月額）

在宅障害児福祉手当

在宅で生活する20歳未満の重度の障がいのある方の保護者に支給されます。ただし、障害児福祉手当の受給者は除きます。

▼ 障害程度

身体障害者手帳1級、2級

療育手帳④、A

精神保健福祉手帳1級

特別児童扶養手当1級の受給対象児

▼ 支給額

3,000円（月額）

特別障害者手当

身体・知的・精神に著しく重度の障がいをもつ、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

▼ 障害程度

身体障害者手帳1級程度の身体障害

療育手帳④程度の知的障害

精神保健福祉手帳1級程度の精神障害

▼ 支給額

27,350円（月額）

行方の魅力発信広報番組「なめトーク」

Lucky FM
茨城放送
FM 88.1 / 94.6 AM 1197 / 1458

IBS 茨城放送（i-FM）（水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 1197kHz、土浦・県西中継局 1458kHz）で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPY パンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

エフエムかしまの放送エリアは 鹿行地域でお聴きいただけます



ひろぎナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

■放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市）

■周波数

76.7MHz

03 成年後見制度

【問い合わせ】
社会福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111
地域包括支援センター
☎ 0299-55-0114

■ 成年後見制度についてご案内します

成年後見制度とは？

精神上の障がいにより、判断能力が不十分な方の財産や権利を守るための制度です。家庭裁判所に選任された「成年後見人等」が、本人に代わって生活全般にかかる必要な意思決定を代行・支援し、本人が不利益を受けないようにします。

▼ 成年後見制度の種類

① 法定後見制度

本人の判断能力が不十分な方が利用する制度。本人の判断能力に応じて「後見（判断能力が全くない方）」、「保佐（判断能力が著しく不十分な方）」、「補助（判断能力が不十分な方）」に分かれます。

※診断書等に基づき、家庭裁判所が

「後見」、「保佐」、「補助」を決定します。

② 任意後見制度

判断能力が十分あるうちに、将来自分の判断能力が不十分になった時の支援者や支援内容を事前の契約によって決めておく制度

※本人の判断能力が不十分になり、家庭裁判所が認めた時点から開始されます。

▼ 利用できる方

認知症、知的障がい、精神障がい等の精神上的の障がいがあり、判断能力が不十分な方

▼ 申し立て（申請）ができる方

原則は、本人、配偶者、4親等内の親族、検察官または本人の福祉を図る目的で市町村長のいずれかが申請できます。

▼ 成年後見人等の具体的業務

① 財産管理

本人に関する財産（預貯金、不動産や動産、年金、日常生活費等）を管理する。

② 日常生活の支援（身上保護）

介護・福祉サービス利用等の手続きや利用料の支払い、施設入所の際の契約等を行う。

※本人の日用品の買い物はできません。

※親族以外の第三者（弁護士・司法書士等）が成年後見人等に選任された場合、本人の日用品の買い物はできません。また、入院や施設入所時の保証人や身元引受人になることはできません。死亡した場合、葬儀を行うこともできません

▼ 成年後見人等になれる方（法定後見制度）

親族、弁護士・司法書士等の専門家

※本人の心身の状態、生活や財産の状況等一切の事情を考慮し、家庭裁判所が選任します。

■ 市では、成年後見制度についての相談や申し立て書類の作成支援等を行っています。

＜相談窓口＞ 2カ所で相談を受けています

65歳以上の高齢者

介護福祉課 地域包括支援センター（旧玉造保健センター）

☎ 0299-55-0114

65歳未満の障がいのある方

社会福祉課 障害福祉グループ（玉造庁舎）

☎ 0299-55-0111

04 新成人の皆さまへ(国民年金の加入)

【問い合わせ】
国保年金課(玉造庁舎)
☎ 0299-55-0111

20 歳になったら国民年金

国民年金は、一定の年齢になったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。国民年金は、20 歳以上 60 歳未満の方は加入することが義務付けられています。

20 歳になった方には、日本年金機構から国民年金(第 1 号被保険者)に加入したことをお知らせします。

※厚生年金保険に加入している方を除きます。

20 歳になったら、忘れずに国民年金保険料を納めましょう。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は 20 歳から 60 歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。

また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

◎「学生納付特例制度」

学生の方は、一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象者となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限 1 年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

◎「納付猶予制度」

学生でない 50 歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※平成 28 年 6 月以前の期間は、30 歳未満であった期間が対象となります。

※保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。

また、保険料には学生納付特例制度、納付猶予制度の他、免除制度があります。

※国民年金のご相談・手続き等については市役所または年金事務所までお問い合わせください。

◎国民年金のメリット：基礎年金の半分は国(税金)から支払われています。

▶動画のご案内はこちら(日本年金機構ホームページ)

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>



広告

借金 の 整理	離婚	相続
破 産	過 払 金	金 銭 問 題
各種民事・家事事件	不 動 産 ・ 建 築	

神栖・鹿島セントラル法律事務所

問合せ 0299-91-1171 秘密厳守・夜間対応可

弁護士 瀧 智英(茨城県弁護士会所属) 鹿島セントラルビル新館5階

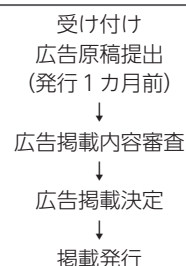
弁護士 谷本 雅晃(茨城県弁護士会所属) 茨城県神栖市大野原4-7-11

広告募集

「市報行方」へ
広告を掲載しませんか

市では「市報行方」に有料広告を掲載される方を募集しています。
詳しくは、政策秘書課まで。

☎ 0299-72-0811
FAX 0299-72-2174



05

特定健康診査について

【問い合わせ】
国保年金課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ マイナポータルで特定健康診査の結果が閲覧できます

マイナンバーカードの健康保険証利用を申し込むと、令和3年10月から特定健康診査（以下「特定健診」という）の結果をマイナポータルで閲覧できるようになりました。

詳しくは、下記のマイナンバーカードの健康保険証利用に関するページをご覧ください。

外部サイト <https://www.mhlw.go.jp/content/102000000/000577618.pdf>

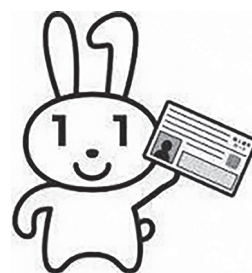
■ オンライン資格確認等システムによる特定健康診査情報の提供について

令和3年10月から「高齢者の医療の確保に関する法律」等の一部改正により、オンライン資格確認等システムを活用とした特定健診等データの保険者間のデータ提供が開始されました。

これにより、システムを使用した場合に限り、転入や他の健康保険喪失などにより行方市国民健康保険被保険者となったときは、被保険者の同意なしに加入以前に受けた過去の特定健診のデータを取得することができるようになりました。ただし、保険者間で、特定健診等データの提供することを希望しない場合は、加入している健康保険の保険者に申し出る必要があります。

この特定健診情報の取得に同意されない場合は「不同意申請書」に必要事項を記入のうえ、国保年金課まで提出してください。

※「不同意申請書」は、ホームページからダウンロードするか国保年金課までお問い合わせください。



06 令和4～7年度 学校給食用物資納入業者登録申請受け付け

【問い合わせ】
北浦学校給食センター
☎ 0291-35-2581

■ 安心安全な物資の調達を図るため、基準を満たす物資納入業者の登録を行います。

▼ 受付日時

1月11日（火）から2月4日（金）まで
9:00～16:00（土日祝日を除く）

▼ 必要書類

学校給食用物資納入業者登録申請書
※市ホームページからダウンロードまたは
北浦学校給食センターに備え付けてあります。

▼ 添付書類

- ① 食品衛生監視票（写し）
- ② 保健所の営業許可証（写し）
- ③ 主な販売先調書（令和3年）

④ 取扱業者報告書

⑤ 営業所、製造所および倉庫の所在地および見取り図

⑥ 納税証明書（令和3年度）

▼ 申込先

北浦学校給食センター
〒311-1705 行方市内宿 738-1
☎ 0291-35-2581

07

子育て世帯向け支援金情報

【問い合わせ】

こども福祉課(玉造庁舎)

☎ 0299-55-0111

■ 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(先行給付金)

本市では、所得制限を設けずに、全ての子育て世帯を支援します。

▼ 対象児童

平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童

▼ 支給対象者

- ① 令和3年9月分の児童手当受給者
- ② 令和3年9月30日時点で行方市に住所があり、児童(平成15年4月2日から平成18年4月1日生)を養育している者のうち、生計を維持する程度の高い者
- ③ 令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた新生児に係る児童手当受給者

▼ 給付額

対象児童1人につき、5万円

▼ 申請受付期限

令和4年3月31日(木)まで

※申請書に同封の返信用封筒にて、郵送でご提出ください。

▼ 給付金の手続きについて

支給対象者①に該当する方、①②に該当する方
本市から児童手当を受給している方については申請不要です。支給日等については、12月中旬に発送したお知らせをご覧ください。

支給対象者②に該当する方、

①～③に該当する公務員の方

申請が必要です。

令和4年1月初旬に申請書を送付します。世帯主あてに送付しますが、申請は支給対象者に該当する方が行ってください。支給決定後、随時指定口座に支給します。

支給対象者③に該当する公務員以外の方

申請は不要です。令和4年1月下旬以降、児童手当登録口座に支給予定です。

子育てがんばろう!



■ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援金特別給付金の申請はお済みですか?

対象児童1人当たり、**5万円**が受け取れます。申請期限は**令和4年2月28日(月)**までです。

対象児童は、令和3年3月31日時点で18歳未満(特別児童扶養手当を受給している児童は、20歳未満)の者で下記の条件に該当する世帯

▼ ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯の場合

- ① 令和3年度分の住民税均等割が非課税である者
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月1日以降の収入が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者(家計急変者)
- ※令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象となります。

▼ ひとり親世帯(公的年金等受給または感染症の影響で家計が急変した世帯)の場合

- ① 公的年金等を受給していることで令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者
※「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。
- ② 平成31年(令和元年)の収入が、児童扶養手当の所得制限限度額を上回っていたため、令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者

※ただし、上記の給付金をすでに受けている場合は、本給付金の支給はできません。

08

空き家利活用セミナー

【問い合わせ】

事業推進課(麻生庁舎)

☎ 0299-72-0811



第一部で
空き家が
わかる!

第二部で
空き家で
得する!

お申し込みはFAXもしくは
こちらのQRから!



地域の「空」「き」「家」を宝に変える **参加無料** **無料相談会**
行方市 空き家利活用セミナー

近年、大きな社会問題となっている「空き家」
 行方市では、この空き家を地域の宝に変えるべく、官民連携での取り組みをスタートさせています。
 本セミナーでは、その一環として空き家利活用のトレンドから、実際の活用例、
 行方市の空き家バンクのご紹介まで行います。

先着30名様

日時

令和4年 **2月4日(金)**
 14:00～16:00 (開場/13:30)

場所

行方市情報交流センター
 (茨城県行方市麻生 1561-9) 駐車スペースあり

第1部 14:00～14:40

必見! 空き家と移住・
交流をめぐる
トレンド解説!



講師 **朽尾 圭亮 氏**

総務省認定 地域力創造アドバイザー
 経済産業省認定 中小企業診断士
 株式会社船井総合研究所地方創生部
 マネージャー

第2部 14:40～15:30

実践! 行方市での
空き家利活用の
スズメ



講師 **菊地 章雄 氏**

茨城高専物質工学科卒業
 茨城大学農学部卒業・学士(農学)
 武蔵野大学環境マネジメント課程修了・
 修士(環境学)

プロフィール

茨城県石岡市出身。実家の農業を2013年に法人化し
 代表取締役社長に就任。2019年より国立環境研究所
 に勤務。

2019年10月に行方市藤井に築約50年の日本家屋を
 購入し、翌年より家主滞在型民泊を夫婦で運営。
 現在、空き家を活用し2軒目オープンに向け準備を進め
 ている。

行方市ビジネスプランコンテスト2020 グランプリ受賞。

第3部 15:30～15:45

行方市空き家施策紹介!

行方市 事業推進課 **地域経営グループ**

行方市で展開する空き家バンク、及び
 その活用方法についてご紹介します。

無料相談会

主 催：行方市 事業推進課 TEL/0299-72-0811 内線(73)374
 問い合わせ

FAX 申込用紙 0299-72-1537 事業推進課 地域経営グループ

お 名 前		住 所	
電話番号		E-mail アドレス	
お聞きに なりたい内容		無料相談に 申込欄	☐ 無料経営相談を申し込む

※チラシ上部のQRからも簡単にお申込みいただけます。

09

市税と保険料

【問い合わせ】

収納対策課(納付全般)・税務課(市税)

麻生庁舎 ☎0299-72-0811

介護福祉課(介護保険料)・国保年金課(後期高齢者医療保険料)

玉造庁舎 ☎0299-55-0111

不動産公売の案内

差押不動産の会場公売を実施します。
買受を希望する方は、市役所各庁舎にある
「公売広報」や、市ホームページで詳細をご
確認の上、入札してください。

- 公売日 令和4年3月2日(水)
- 受け付け 12:50 開始
- 公売会場 茨城県行方合同庁舎 2階 大会議室
(行方市麻生 1700-6)

売却区分番号	所 在	地番	地目・種別	地積 (㎡)	見積価額 (円)	公売保証金(円)
2021-1	行方市羽生字鳥塚	2240 番	田	1,697	300,000	30,000
2021-6	銚田市荒地字中道東	348 番	中止	1,859.88		
	銚田市荒地字中道東	349 番		531	1,120,000	120,000
	銚田市荒地字中道東	348 番地		165.01		
2021-7	行方市於下字於下	2104 番	田	2,016	366,000	40,000
2021-8	行方市小幡字根本	2185 番	田	1,817	270,000	30,000
2021-9	行方市白浜字苅場	1957 番	田	925	85,000	要しない
2021-10	行方市白浜字上ノ宿	285 番	宅地	442.97	1,170,000	120,000

- 農地法の許可を必要とする農地(田・畑)の公売参加には、行方市農業委員会の発行する『買受適格証明書』の提出が必要となります。証明書の交付申請の手続き等については、事前に行方市農業委員会事務局(北浦庁舎1階 TEL0291-35-2111)へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。
- 公売日前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課までご確認ください。

1月の市税と保険料は・・・

国民健康保険税 第7期 後期高齢者医療保険料 第7期

納期限(振替日)は1月31日です。

「市報行方」は、公共施設等にも配置しています。
スマートフォンをお持ちの方は、こちらのQRコード
から「市報行方」をホームページでご覧になれます。

【市報配布に関するお問い合わせ】

総務課(麻生庁舎) ☎0299-72-0811



行方市公式 LINE
市の情報を配信中!



医療機関案内

➤ 茨城子ども救急電話相談 24時間 365日
☎050-5445-2856 (短縮ダイヤル#8000)

➤ 茨城おとな救急電話相談 24時間 365日
☎050-5445-2856 (短縮ダイヤル#7119)

➤ 中毒110番
つくば(9:00~21:00) ☎029-852-9999
大阪(24時間対応) ☎072-727-2499
日本中毒情報センター <https://www.j-poison-ic.jp>

➤ 鹿嶋市夜間小児救急診療所
☎0299-82-3817

診療時間 夜間(毎日) 20:00~23:00
(受付 22:45まで)

対象 中学生以下
場所 鹿嶋市宮中 1998-2
鹿嶋市教育センター内

